

## 公募型プロポーザル手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成25年6月21日

世田谷区

### 1. 業務の概要

#### (1) 件名

下北沢駅周辺都市計画道路事業（補助 54 号線及び世区街 10 号線）  
概略設計委託

#### (2) 目的

下北沢駅周辺都市計画道路（補助 54 号線及び世区街 10 号線）は、区内有数の商業地という下北沢特有の地域性を踏まえ、地域のニーズに沿った機能・施設を検討し、都市施設としてのバランスや整合性の取れたものにしていく必要がある。

そのため、本委託は、今後、区民の意見を取り入れながら検討することを前提とし、下北沢駅周辺都市計画道路事業（補助 54 号線及び世区街 10 号線）の各種機能・設計基本条件と空間活用及び段階的整備などを検討し、施設概略のたたき台作成を行う。さらに、今後の官民協働方法や住民参加手法等の検討を行う。

#### (3) 対象地域

世田谷区北沢二丁目地区（図-1 調査範囲 参照）

#### (4) 業務内容

- 4-1 各種機能の検討
- 4-2 道路空間活用の検討
- 4-3 設計基本条件の検討
- 4-4 段階整備の設定・検討
- 4-5 住民参加手法、住民意見反映手法の検討
- 4-6 基本設計等の検討

#### (5) 履行期限

平成25年 9月下旬（予定）から平成26年 3月24日（月）まで

### 2. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 予定技術者が過去5年間に、地区計画策定等に係る業務を行った実績を有すること
- (5) 予定技術者が過去5年間に、住民参加型の会議を運営した実績を有すること
- (6) 予定管理・担当技術者が下記の①から④のいずれかの資格を有するもの

#### ①技術士

・技術士：総合技術監理部門（建設部門関連科目）

・技術士：建設部門

②RCCM

③博士（工学）

④土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

なお、当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。

### 3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

### 4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 予定技術者の資格と経歴
- (2) 同種又は類似業務の実績
- (3) 当該業務の実施体制
- (4) 当該業務の実施方針及び実施手法
- (5) 企画提案書の的確性と実現性
- (6) ヒアリングでの説明内容の明確性
- (7) 見積金額の妥当性

### 5. 手続等

#### (1) 担当部課

〒154-0017 世田谷区世田谷4丁目24番1号（城山分庁舎3階）

世田谷区 道路整備部 交通広場整備担当課 担当 大谷・大西・齋藤

電話：03-5432-2547 FAX：03-5432-3067

#### (2) 説明書の交付期間ならびに交付場所及び方法

- ① 期 間：平成25年 6月21日（金）から 7月4日（木）まで  
＊ 土・日・祝日を除く、9時から17時まで（12時から13時を除く。）
- ② 場 所：上記（1）に同じ
- ③ 方 法：希望者に無償配布する

#### (3) 参加表明書の提出期限ならびに提出場所及び方法

- ① 期 限：平成25年 7月4日（木）17時必着
- ② 場 所：上記（1）に同じ
- ③ 方 法：持参又は郵送（Eメール及びファクシミリ可）

※メールアドレス【[SEA01201@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA01201@mb.city.setagaya.tokyo.jp)】

#### (4) 提案書の提出期限ならびに提出場所及び方法

- ① 期 限：平成25年 8月9日（金）必着
- ② 場 所：上記（1）に同じ
- ③ 方 法：持参又は郵送（書留郵便に限る）

## 6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨【日本語及び日本国通貨に限る。】
- (2) 契約保証金【免除】
- (3) 契約書作成【要】
- (4) 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無【有】
  - ・平成26年度～27年度の随意契約による委託は、当該業務にかかる各年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とし、予算配当がされなかった場合は延期または中止する。
  - ・住民参加の時期や手法について、地元関係者の理解が得られないなどの場合は随意契約による委託を延期または中止する。
  - ・受託者の過失により粗雑履行や事故が発生した場合を除き、随意契約により、引き続き業務を委託することを予定する。

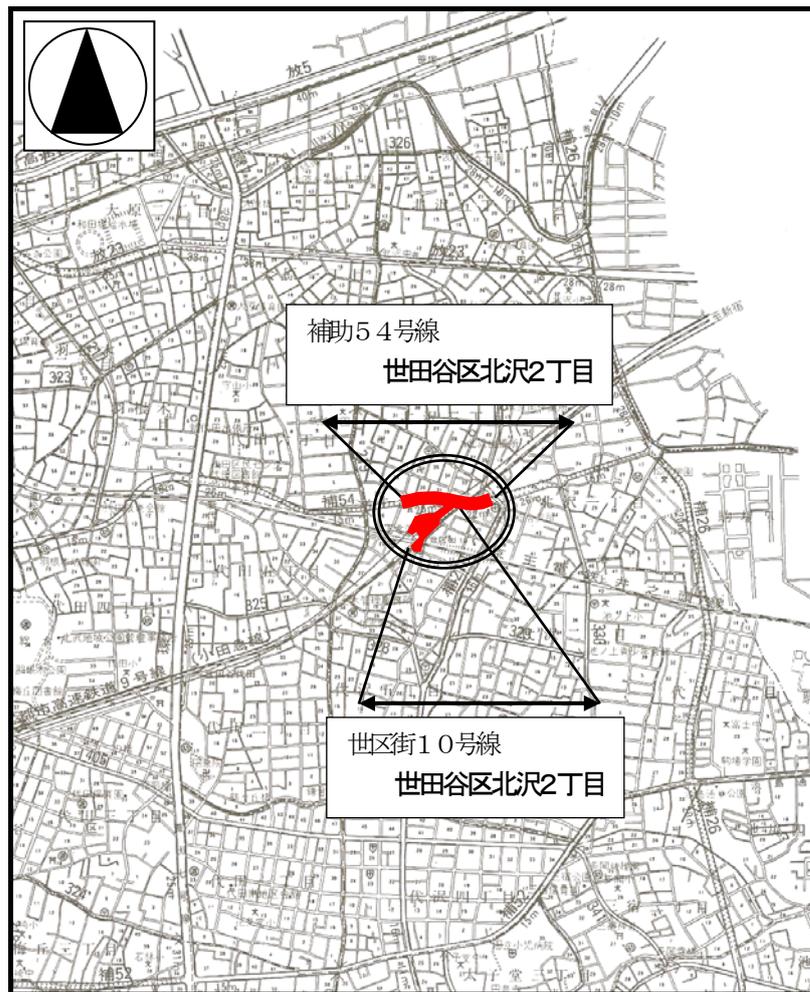
平成26年度～27年度

下北沢駅周辺都市計画道路事業（補助54号線及び世区街10号線）概略設計委託

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口【5.（1）に同じ】
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は、5.（2）の説明書による。

図-1 調査範囲

【案内図】



【拡大図】

